

神奈川県警察機動隊の沖縄県への機動隊派遣に関する住民監査請求について

平成28年12月19日

弁護士 太田伊早子

1 住民監査請求の申立

平成28年12月19日、神奈川県監査委員に対して、神奈川県警察機動隊の沖縄県への派遣に関わる費用支出について住民監査請求を行いました。

請求人の数は135名、代理人弁護士の数は47名です。

沖縄県に機動隊を派遣している都府県は、東京都、千葉県、神奈川県、福岡県、愛知県、大阪府であるところ、東京都、福岡県、大阪府、千葉県に続くものです。

2 本件住民監査請求の内容

(1) 住民監査請求とは

住民が、自らの居住する地方公共団体の違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認められる場合、その地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度(地方自治法242条1項)です。

(2) 請求の趣旨(請求内容)

今回の住民監査請求は、神奈川県公安委員会に対して、速やかに本県警察機動隊員の沖縄への派遣を中止すること、及び派遣に伴うこれまでの公金支出についての損害を補てんするのに必要な措置を神奈川県知事に対してとるように勧告することを求めるものです。

(3) 請求の理由

①警察法60条違反(派遣の経緯の違法性)

- ・平成28年7月11日 警察庁から関係府県警警察本部長宛て「沖縄県警察の特別派遣について(通知)」と題する通知
- ・平成28年7月12日 沖縄県から神奈川県公安委員会に対して警察法60条に基づく援助要求
- ・平成28年7月13日 神奈川県公安委員会による派遣決定、即日、沖縄県公安委員会への回答(神奈川県公安委員会の会議では、派遣理由について「沖縄県における反基地行動及び米軍施設工事妨害活動対策警戒警備に従事するため」と説明)
- ➡実質的には警察庁が行った各都府県警察機動隊派遣の意思決定に、各都府県公安委員会が則り形式的意思決定を行ったのに過ぎない。

②各都府県機動隊の現地での違法行為の数々

(権限逸脱行為)

- i 法的根拠を示さない車両検問
- ii 住民、住民らのテント、車両の強制排除、
- iii 沖縄

県の事前の意見聴取を行わない県道封鎖、iv市民の不当逮捕、v取材妨害
(権限外行為)

i 基地建設作業員の警察車両での運搬、ii 違法ダンプによる運搬の黙認、iii 差別発言
③違法・不当な公金支出

地方自治法2条16項は、適法な事務を要求しているのであり、違法行為に対して公
金支出するのは違法・不当である。

公金支出の内容としては、機動隊の俸給、時間外手当、旅費等。

3 本件住民監査請求の意義

機動隊の派遣元となっている都府県の住民も、沖縄県での機動隊の違法行為に対して許
容していないことを明確に意思表示したいと思っています。

また、神奈川は基地県であり、基地問題は神奈川の問題でもあります。

これまで沖縄や基地問題について知らなかった人も、自県の機動隊の沖縄での活動は違法
であるにとらえており、その声を拾い上げる意義もあると考えています。

4 連絡先

〒231-0012

横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル7階

横浜法律事務所

TEL 045 (662) 2226

FAX 045 (662) 6578

弁護士 太田伊早子